

米国の1930年関税法337条

(L/6439、1989年1月16日パネル報告)

【事実の概要】

1. 1987年7月15日、欧州共同体（E C）は、米国の1930年関税法337条の適用に関して、米国に要請したガット23条1項の協議が満足のいく解決には至らなかったことを理事会に通知し、パネルの設置を要求した。E Cは、特許関連事件における337条の適用が、輸入産品に対して内国民待遇の付与を義務付ける3条の違反を構成し、かつこのような違反は、20条(d)の一般的例外の適用範囲には入らないとして、ガットの下でE Cに生じる利益が無効化され、又は侵害されていると主張した。1987年10月7日、理事会は、この紛争についてパネルの設置に同意した。

2. 本件の発端は、私的な特許紛争である。米国のデュポン社(E. I. du Pont de Nemours Company)は、同社が米国特許を有する製法によりオランダのアクゾ社(Akzo N. V.)が米国外で製造したアラミド繊維製品の輸入差止めを求めて337条に基づく提訴を米国国際貿易委員会(USITC)に行った。1985年、USITCは、デュポン社の製法特許を有効なものとして、アクゾ社の特許侵害に対して337条に基づく救済措置を発動することを認めた。USITCは、限定的排除命令(limited exclusion order)⁽¹⁾を発し、当該製法特許を利用してアクゾ社及びその関連会社により製造された繊維製品の輸入を禁止した⁽²⁾。この命令は、大統領によっても否認されず、連邦控訴裁判所及び最高裁判所もこれを支持した⁽³⁾。これに対してアクゾ社は、1984年に採択され、一般に新商業政策手段と呼ばれるE C理事会規則2641/84⁽⁴⁾に基づきE C機関の介入を求めた。この結果、上述のような経緯を経て本件パネルの設置へと至ったのである。しかしながら、1988年5月10日、皮肉にもパネル審理の過程で、デュポン社とアクゾ社が和解し、E Cは、アクゾ社に対する337条の個別的な適用に関してパネル審理の要請を取り下げた。このためパネルは、もっぱら337条の一般的適用についてのみ審理を行うことになった。

3. 最終的に、337条の修正を求めるパネル報告が、1989年2月8日に理事会に提出されたが、それ以来、米国は、約10カ月間その採択を引き延ばした。結局、1989年11月に至り、米国はようやく理事会における採択に対して反対を撤回し、本件パネル報告が採択されたが、その際、米国は、337条の修正がウルグアイラウンドにおける知的所有権交渉の

成果をまっで行われる旨を宣言した⁽⁵⁾。

【報告要旨】

1. 3条4項に基づく337条の評価

米国関税法337条は、以下の点において、輸入産品に対して同種の国内産品に対する連邦地裁の待遇よりも不利な待遇を与えることにより、3条4項に違反するものである。

(i) 輸入産品に対する特許侵害の異議申立においては、原告側は連邦地裁又はUSITCのいずれかを法廷地として選択することができるが、米国原産の産品に対する異議申立については、このような法廷地の選択は認められていない。

(ii) 米国原産の産品の生産者には特許侵害訴訟における手続の期限が定められていないのに対して、輸入産品の生産者又は輸入者には、337条の手続において厳格な期限が定められており、不利益がもたらされるおそれがある。

(iii) 337条の手続においては、反訴の機会が与えられていないのに対して、連邦地裁の手続においては、反訴が可能とされている。

(iv) 337条手続の救済においては、一般的排除命令(general exclusion orders)⁽⁶⁾が認められているのに対して、米国原産の産品についてはそのような救済措置は認められていない。

(V) 米国産品について連邦地裁で与えられる差止め救済については、その執行のためには勝訴原告による個別の執行請求が必要とされているが、337条に基づく排除命令は、米国税関により自動的に執行される。

(vi) 外国原産の産品の生産者又は輸入者はUSITC及び連邦地裁による二重の手続において防御を強いられる可能性があるが、米国原産の産品についてはそのような可能性がない。

2. 20条(d)の下での「必要性」の評価

上記(iv)に関連して、パネルは、輸入産品について、輸入国の執行措置を生産国で実現するのが困難であるとする米国の主張に同意する。輸入者に対する対人手続は、生産者に対する手続に必ずしも代替できない。生産者は、他の輸入者を利用して輸入を継続できるからである。したがって、限定的な対物排除命令は、客観的に必要と認められる。しかし、以上の理由は、一般的対物排除命令の必要性を正当化するものではない。米国は、製法特許の無許可利用の広範な普及と被提訴人以外の製造者が米国市場に特許侵害製品を輸入する蓋然性が、一般的対物排除命令を必要とすると主張するが、このような状況は、国産の

特許侵害製品についても当てはまる。ただし、パネルは、例えば特許侵害製品の製造者を確定すること又は限定的排除命令の迂回を防止することが極めて困難であるような場合に、一般的対物排除命令が客観的に必要とされることがあり得ることを必ずしも完全には排除しない。

上記(v)に関連して、米国産品の生産者は、排除命令に従わないことによってもたらされる不利益を熟知しており、したがって、通常は排除命令だけで特許侵害を差止めるには十分である。しかし、外国生産者はこのような状況にはないから、輸入産品に対する排除命令の税関による自動的執行はその必要が認められる。

上記(i)、(ii)、(iii)、及び(vi)に関連して、3条4項違反とされた337条のその他の点は、一般に20条(d)の意味における必要性は認められない。

3. 結論

米国関税法337条は、米国の特許侵害と申し立てられる輸入産品に対して、同様の申立に直面する米国産品に与えられる待遇より不利な待遇を与えている点で、3条4項に違反しているが、これらの違反は、20条(d)の下で必ずしもすべての点で正当化されるわけではない。

パネルは、締約国団が、米国に対して輸入品による特許侵害事件に適用される手続をガットの下での同国の義務に適合させるよう要請することを勧告する。

【解説】

1. 本件の意義

本件パネル報告は、ガット史上、最も長文の、かつ詳細なものの一つであり、ローエンフェルド及びペスカトーレといった世界的に著名な法学者をパネリストに迎え、その精緻な法的論理の展開は、きわめて説得性に富むものである。とりわけ、ガット規定の明確化及び一般的例外規定としての20条(d)の位置付けにおける本件パネル報告の貢献は、ガットの紛争処理手続におけるレガリゼーションを一層加速するものとなるであろう。

米国の1930年関税法337条は、米国への製品の輸入又は輸入製品の米国での販売において、不公正な競争方法又は不公正な行為が行われるのを防止しようとする規定であるが、従来、同条が援用される事件はごくわずかであった。しかし、1974年通商法による改正以後、不公正慣行規制法としての性格よりも、国内産業保護のためのセーフガード的性格を強くし、とくに知的所有権の侵害を理由として337条が援用される事件数は、近時急激に

増加してきた。このため、337条の提訴対象企業の国籍は、約30カ国に上っており⁽⁷⁾、各国から同条の保護主義的性格が非難されてきた⁽⁸⁾。ガットの場合でも、すでに1983年の米国の自動車部品輸入制限に関するパネル⁽⁹⁾（以下、自動車部品パネル）が、カナダの提訴に基づき337条のガット適合性を審査していたが、このケースでは、337条の個別具体的な適用が20条(d)の下で正当化されるにとどまった。本件は、337条の一般的適用のガット適合性が正面から取り上げられ、判断されたケースとして注目されるものである。

2. いわゆる事件性の欠如

本件では、事件の発端となった私的紛争がパネル審理の途中で解決したために、パネルは、337条の個別具体的な適用ではなく、もっぱら一般的適用についてガット適合性を審理することとなった。確かに、ガットの紛争処理手続においては、いわゆる事件性を前提とすることなく、締約国の国内的制度の存在そのものを問題とすることが可能であり、本件はその好例といえる。しかし、このようにもっぱら国内的制度の一般的適用だけが問題とされ、事件性が欠如している場合に、ガット違反がどの時点で成立するのかを決定するのは、きわめて難しい問題となり得る。たとえば、一般的に適用される数量制限のような実体的制度は、その成立の時点でガット違反を認定することも容易であろうが、本件の337条のような手続的制度は、単にその制度が存在するだけでガット違反となるかどうかを判断することは困難であろう。さらに、1987年の米国スーパーファンド事件⁽¹⁰⁾及び1990年のE E C迂回防止税事件⁽¹¹⁾において指摘されたように、ガットに違反する措置を執ることを行政府に義務づけるのではなく、単にその権限を与えるにすぎない法律は、それ自体ガット違反とはならない。実際、自動車部品パネルは、提訴国であるカナダが337条の個別具体的な適用と一般的適用の双方を問題としていたにもかかわらず、前者についてのみ判断し、あくまで事件性を前提としていたようにみえる。本件パネルも、337条のガット適合性は、個別具体的な適用において結論が異なることを認めざるを得ず、337条を全面的にガット違反と認定したものではない。パネルは、単にガット違反とならないための最低限の枠組みを設けたにとどまるように思われる。

3. 20条(d)の例外規定としての位置づけ

本件の主要な争点は、自動車部品パネル報告と同様に、3条4項違反の存否と20条(d)の援用の可否であった。自動車部品パネルにおいては、20条(d)の援用が可能であれば、他のガット規定の実質的違反の存否を考慮する必要がないと判断された。しかし、本件パネル

は、もっぱらガット規定の実質的違反が存在する場合にのみ、その違反を正当化するものとして20条(d)の援用の可否が問題になるとして、20条(d)の例外規定としての位置付けを明確化した。この結果、自動車部品パネルが、20条(d)の援用を肯定したため、実質的なガット違反の存否を判断するには至らず、いわば門前払いをした格好になったのに対して、本件パネルは、実質的なガット違反の存否の判断に立ち入った上で、20条(d)の例外規定の援用の可否を問題にした。

4. 3条4項における「法令及び要件」の解釈

3条4項における輸入製品の国内的販売に関する「法令及び要件」が、実体的なものをさすのか、又は手続的なものも含むのかという点について、当事者間に争いがあった。本件パネルは、国内法の手続的規定が3条4項から除外されるとすれば、締約国は、差別的でない実体的規定を差別的な手続規定を通じて執行することにより、内国民待遇の義務を免れることが可能になるとして、337条の手続が、3条4項の「法令及び要件」の概念に含まれると認定した。

5. 3条4項の「より不利でない」待遇の基準

本件パネルは、3条4項の「より不利でない」待遇の基準を明確化した。輸入製品が337条の下で国内製品とは異なる規定に服するという事実は、それだけでは3条4項違反を確定するものではない。問題は、そのような区別が輸入製品により不利な待遇を与えているかどうかである。パネルによれば、「より不利でない」待遇は、無制約で(unqualified) 実質的な機会の均等を要求し、かつそれは、待遇の基礎として許容できる最低限の基準を設定するものであるとされた。さらに、より不利な待遇を与えていないことの立証責任は、そのような区別される待遇を課す締約国に課せられる。

6. より不利な待遇の存否の評価方法

337条による輸入製品と国産品の区別がより不利な待遇を構成するかどうかの評価方法に関して、当事者間に争いがあった。米国は、過去の337条事件の実際の結果を評価し、その結果が不利なものでなければ、輸入製品の待遇における個別的な要素のうち、不利なものは有利なものによって相殺されると理解すべきであると主張した。ECは、337条が輸入製品に対して不利な待遇を与える可能性があるかどうかをまさに問題であり、337条が与える待遇のうち、不利なものと有利なものは、同一の事件において同時に発生する場合にのみ相殺されると主張した。パネルはまず、3条4項の目的を「輸入製品と国内製品の間の競争的関係についての期待」を保護することであると述べ、それは、事後的な救済

ばかりでなく、予防的な救済をも意図するものとして解釈した。その結果、パネルは、評価方法として法令又は要件それ自体に注目し、輸入製品に対するその実際の効果よりも、潜在的影響を考慮するアプローチを採用した。さらに、パネルは、3条4項の「より不利でない待遇」の条件は、輸入製品の個々の事件について適用され、様々な待遇の中で有利なものとは不利なものをバランスさせるアプローチは、輸入製品と国内製品の競争関係を不安定なものにし、3条の目的を損なうことになるから採用されるべきではないとした。

7. 20条(d)援用のための要件の定式化

本件パネルは、パネル報告としては初めて20条(d)の援用のための要件を定式化した⁽¹²⁾。これらの要件は、(1)その遵守が確保されている「法令」がそれ自体ガットに反しないこと、(2)当該措置がこれらの法令の「遵守を確保するために必要」であること、(3)当該措置が、「同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用されない」ことである。20条(d)が援用されるためには、これらの要件がいずれも充たされなければならない。本件においては、337条がその遵守を確保しようとする「法令」は米国の実質的な特許法であり、この特許法がガットに反しないことについては当事者間に争いがなかったこと、及びE Cが上記(3)の要件が充たされていないことを強く主張しなかったことのため、上記(2)の要件、すなわち3条4項違反と認定された337条の手続が米国特許法の遵守を確保するために「必要」であるかどうか、主要な争点となった。

8. 「遵守を確保するために必要」という要件

本件では、20条(d)の「必要性」の要件に関して、次の3点が問題になった。すなわち、①この要件は、利用可能な最小限の貿易制限措置の利用を義務付けるものであるのか、②輸入製品に不利な待遇を与える措置を利用することの必要性は、締約国がその国内立法において国内製品に対する実施措置を選択する際に、それが輸入製品については効果を持たない措置を選択することにより作り出すことができるのかどうか（すなわち、必要性の判断基準は、客観的なものでなければならないか、又は措置発動国の主観的な基準で足りるか）、③必要性は、問題となった国内的制度の個々の要素について検討すべきか、それとも全体としての当該制度について検討すべきか。パネルは、①について、ガットの他の規定に反しない他の措置が利用可能であり、かつその利用が合理的に期待される場合には、当該措置を「必要な」ものとしては正当化し得ず、さらに、ガットに反しない措置が利用可能でない場合には、締約国は、合理的に利用可能な措置のうちガットの他の規定に反す

る程度が最も小さい措置を採用しなければならないとした。②については、パネルは明示的な回答を与えていないが、必要性の判断基準は、客観的なものでなければならないとしているように見える⁽¹³⁾。さらに、③については、制度の全体について必要性を検討するとすれば、必要な要素を含む制度の一部として不必要な要素を導入することを可能にすることになるから、必要性は、当該制度の個々の要素について検討されるべきであるとした。

<注>

- (1) 後掲注(6)参照。
- (2) In the Matter of Certain Aramid Fiber, USITC Publication 1824 of March 1986.
- (3) Akzo N.V. v. USITC, 808 F.2d 1471(Fed.Cir.1986) 及び Akzo N.V. v. USITC, 107 Supreme Court Reporter 2490.
- (4) この規則については、ヴァンバエル他『E C通商法の解説』（松下満雄監訳）（商事法務研究会、1986年）第IV部 283頁以下参照。
- (5) C/M/237.
- (6) 一般的排除命令は、生産者が337条手続の当事者であるか否かを問わず、特許侵害製品の輸入を一般的に差し止めるものである。これに対して、限定的排除命令は、もっぱら337条手続の当事者が生産した特許侵害製品の輸入を差し止めるものである。
- (7) ヴェーカリックス他『アメリカ通商法の解説』（松下満雄監訳）（商事法務研究会、1989年）518-19頁参照。
- (8) 本件でも、関係第三国として、カナダ、日本、韓国及びスイスがそれぞれ337条を非難する意見をパネルに提出した。
- (9) BISD 30S/107, L/5333, 11 June 1982.
- (10) BISD 34S/136, L/6175, 5 June 1987.
- (11) L/6657, 22 March 1990.
- (12) ただし、同様の定式化は、すでにガットの事務局レベルで行われていた。

See Group of Experts on Trade in Counterfeit Goods, TRADE IN COUNTERFEIT GOODS, Preliminary Background Note by the Secretariat, MDF/W/19, 10 January 1985, para.11.

- (13) 米国は、337条手続のいくつかの要素は大統領による再審査のために必要であると主張したが、パネルは、そもそも大統領による再審査が特許法の遵守のために必要であるとはいえないとした。国内産品についてはそのような再審査の制度が存在しないからである。L/6439, para. 5. 29参照。

【参考文献】

- Abbott, GATT Dispute Settlement Panel: United States--Section 337 of the Tariff Act of 1930, 84 Am. J. Int'l L. 274-80(1990).
- Brand, Private Parties and GATT Dispute Resolution: Implications of the Panel Report on Section 337 of the US Tariff Act of 1930, 24.3 J. World Trade 5-30(1990).
- Knight, Section 337 and the GATT: A Necessary Protection or an Unfair Trade Practice?, 18 Ga. J. Int'l & Comp. L. 47-83(1988).
- Neeley and Ishda, Section 337 and National Treatment Under the GATT: A Proposal for Legislative Reform, 13 Fordham Int'l L. J. 276-97(1989-90).
- 本間忠良「米新通商法と知的財産権——関税法337条をめぐる諸問題」ジュリスト 921号11-17頁（1988年11月1日）。

（ 平 覚 ）